

2 津保健所

(1) 津保健福祉事務所（平成25年4月1日より津保健所と改名となりました。）

郵便番号 514-8567

所在地 津市桜橋3丁目446-34

三重県津庁舎5階

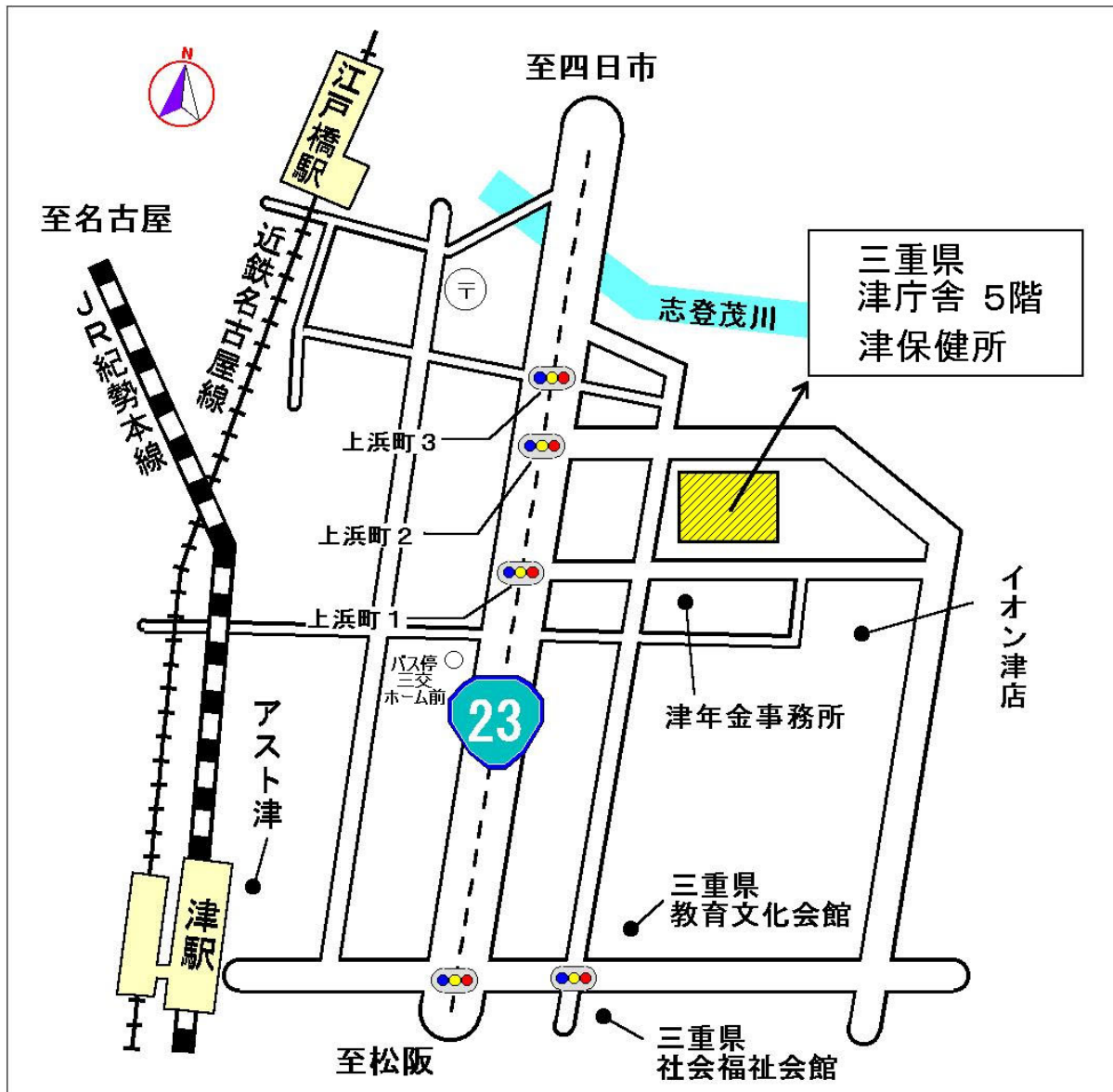
電話・ファックス TEL 059-223-5290 FAX 059-223-5119

ホームページ <http://www.pref.mie.jp/THOKEN/>

E-mail : thoken@pref.mie.jp

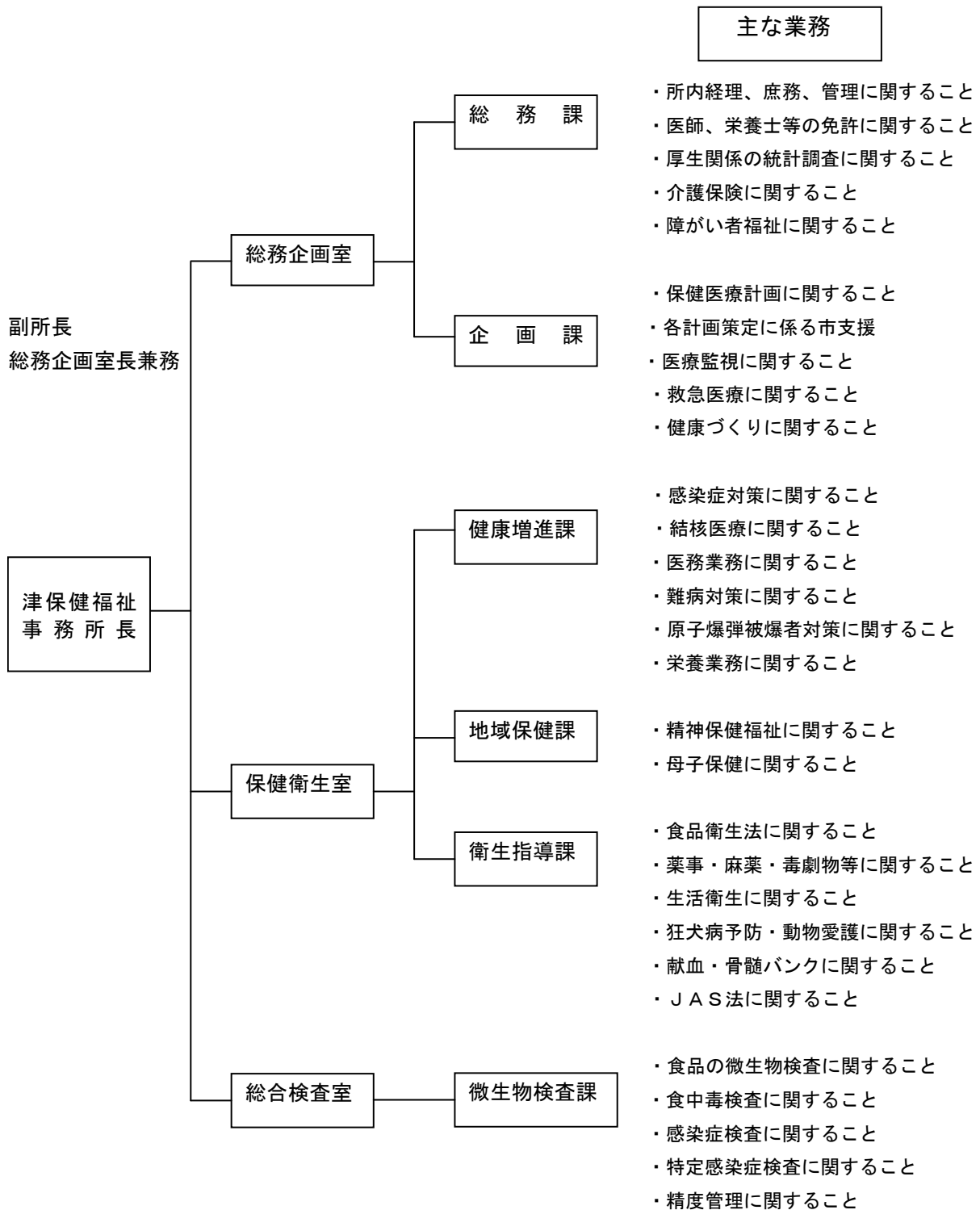
(2) 津保健所位置図

JR・近鉄「津駅」下車東口から徒歩13分 又は近鉄「江戸橋駅」下車徒歩10分
三交ホーム前バス停より徒歩約5分



3 津保健福祉事務所組織概要

(1) 組織図(平成24年度)



(平成24年4月1日現在)

所 長	総務企画室		保健衛生室		
	副所長(兼室長) 1名		室 長 1名		
	総務課	企画課	健康増進課	地域保健課	衛生指導課
1名	6名	5名	11名	6名	10名

総合検査室	計
室 長 1名	52名
微生物検査課 10名	

(2) 課と主な業務内容

総務課	<ul style="list-style-type: none"> ◆経理、庶務、管理に関すること ◆災害救助に関すること ◆医師、看護師、栄養士等の免許及び従事者届けに関すること ◆人口動態統計、国民生活基礎調査等の保健及び福祉の統計に関すること ◆介護保険法の施行に関すること ◆障害者自立支援法の施行に関すること ◆その他福祉に関すること
企画課	<ul style="list-style-type: none"> ◆津、久居地域救急医療対策協議会に関すること ◆地域保健医療計画に関すること ◆津地域、職域連携推進事業に関すること ◆津市健康増進計画策定支援に関すること ◆医師、保健師、栄養士等の研修及び実習生指導に関すること ◆病院、診療所の立ち入り検査に関すること ◆食育推進、特定給食施設等指導に関すること
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ◆結核医療に関すること ◆難病に関すること ◆医務に関すること ◆栄養改善、食育に関すること ◆エイズに関すること ◆原子爆弾被爆者対策に関すること ◆感染症対策に関すること ◆アスベスト対策に関すること ◆肝炎、インターフェロン治療に関すること
地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> ◆精神保健福祉に関すること ◆認知症に関すること ◆メンタルヘルスに関すること ◆障害児、未熟児の相談、訪問指導に関すること ◆母子保健に関すること ◆小児慢性特定疾患に関すること ◆養育医療に関すること ◆自立支援医療費(育成)に関すること ◆母体保護法に関すること ◆特定不妊治療費助成に関すること
衛生指導課	<ul style="list-style-type: none"> ◆食品衛生法にかかる許可、監視、食品収去及び講習に関すること ◆薬事法、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、大麻取締法、あへん法及び毒物及び劇毒物取締法に関する許可、監視等に関すること ◆献血、骨髄バンクの推進、薬物乱用防止に関すること ◆動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法等動物関係の許可、動物愛護に関すること ◆理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、墓地等に関すること ◆調理師法、製菓衛生師法等に関すること ◆食品衛生法、JAS法の表示に関すること ◆ミニHACCPの導入促進に関すること
微生物検査課	<ul style="list-style-type: none"> ◆食品の微生物検査、食中毒検査、特定感染症(感染症検査、結核菌検査等各種検査)に関すること ◆精度管理に関すること ◆簡易キットによる毒劇物検査に関すること ◆ISO9001運用に関すること